

加入光ファイバ等の提供遅延に係る NTT東日本・西日本からの報告結果に関する論点整理

令和6年5月20日

事 務 局

- 接続事業者が加入光ファイバ等の第一種指定設備との接続や通信用建物（局舎）におけるコロケーションを希望する場合、NTT東日本・西日本において所要の手続・工事等を行う必要があるため、接続事業者による接続等の申込みから実際に接続等が可能となるまでには、一定の期間を要する。NTT東日本・西日本が行う、こうした一連の**手続・工事等に要する「標準的期間」**については、**接続約款記載事項**（法第33条第4項第1号ホ）とされており、接続約款に「具体的な期間」及び「当該期間内に対応できない場合」（例外）が規定されている。
- また、NTT東日本・西日本によれば、光サービス卸においても、接続事業者と同等の対応で卸先事業者の工事等を行っているとのことである。このため、**接続約款に基づく標準的期間の遵守状況は**、接続事業者・卸先事業者の提供する**FTTHアクセスサービス等の電気通信役務の利用者への提供開始までのリードタイムに直結し、利用者便利にも大きな影響**がある。
- 近年、接続事業者等より、加入光ファイバ等の**提供遅延（標準的期間の遵守状況の悪化等）に関する指摘があった**ところ、そうした指摘を端緒として加入光ファイバ、局内光ファイバ、コロケーション等における提供が遅延している状況が明らかとなったため、本研究会においては、提供遅延の実態及び状況を把握し、改善を図るべく、**第六次報告書に向けた議論以降、継続的に議論を行ってきている**。
- 本研究会第七次報告書においては、これに関し「総務省において、提供遅延及びその改善状況について**引き続き注視していくことが適当**」とされたことを踏まえ、**総務省からNTT東日本・西日本に対し要請**し、提供遅延及びその改善の状況について報告を求めた（令和5年10月10日総基料第201号）。
- 今般、**同社より当該要請に係る報告**（令和6年2月28日付け）**があった**内容の概要について、事務局から報告（第82回会合）し、それを踏まえ、**接続事業者等からヒアリングを実施**した（第83回会合）ところ。

現状分析

- 加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について、その内容及び接続事業者等からのヒアリング結果を踏まえると、**マクロでは改善傾向にあり、NTT東日本・西日本及び接続事業者等における取組については、評価されるべきと考えることが適当ではないか**。
- しかし、例えば、シングルスター方式の標準的期間遵守率等は、エリアによりばらつきが見られた。また、特に、NTT西日本エリアでは、対前年同期比では改善傾向にあるものの、遵守率が低調な地域もあることから、特に改善の余地が残ると言えるのではないかと。
- 加えて、**接続事業者等からは、さらなる予見可能性向上やコロケーションの早期提供に向けた措置等の必要性**を指摘する声寄せられた。
- 構成員からも、**改善の方向は評価しつつも、利用者の負担を勘案して、さらなる改善を早急に行っていくべきという指摘や、情報提供や予見可能性向上の観点についてもさらなる改善が期待されるという指摘**、問題を構造的に把握する必要があると、**特に地域差等について、原因や改善策について深掘りした議論の必要性**があるという指摘、コロケーションに関する接続事業者等の要望に関して対応を検討すべきといった指摘が寄せられた。
- このため、**ミクロでは、改善・克服すべき課題が依然として存在することから、これらについて実効性のある対策を講じる必要があるのではないかと**。
- したがって、**NTT東日本・西日本においては、個別事象という説明にとどまるのではなく、克服すべき課題の解決のために引き続き接続事業者等との協議を継続し、原因を具体的に特定した上で、必要な対策を講じることが適当ではないか**。また、総務省においては、**メリハリの利いたフォローアップを実施すべきであり、NTT東日本・西日本及び接続事業者等による状況の改善に不十分な点があれば、その要因を検証した上で、更なる対応を検討していくべきではないか**。
- また、**提供遅延の改善については、NTT東日本・西日本の対応を前提として、接続事業者等の対応も重要**である。今回、需要計画の精緻化等や、申込みキャンセルの抑制といった点について、接続事業者から対応状況等について説明があったところ、引き続きNTT東日本・西日本及び接続事業者等が連携して改善に向けた取り組みを講じるべきではないかと。

関係事業者意見

(●：接続事業者等、○：NTT東日本・西日本)

(総論等)

- **提供遅延は、全体としては一定程度改善しつつあると認識。他方で、提供遅延は依然として課題がある。** (第83回会合・SNC)
- 接続事業者である当社としても、NTT東日本・西日本との協議を継続して実施するだけでなく、屋内工事の工事班の増班、情報提供時の精度向上、社内オペレーションの改善等といった提供遅延を改善するための取組をこれまで積極的に推進。 (第83回会合・SNC)
- **光コラボに関する工事遅延、トラブルについては、NTT東日本・西日本の支援もあり、以前と比較し全国・地域での要望事項は減少しつつある。**しかし、**引き続き改善を要する課題があり**、程度の多寡はあれど、いずれも特定のISPのみ発生している問題ではない。 (第83回会合・JAIPA)
- 遅延が改善された要因における需要面に関しては、近年の状況を踏まえると徐々に当社光サービスの需要が減少傾向にあり、また、直近においては接続事業者からの需要も全体的に落ち着きつつある状況。供給面に関しては、支店ごとの標準対応期間遵守状況の管理を徹底し、支店間の細かな運用差分の統一等を行うことで、光ファイバの提供に係る運用改善に努めてきたところ。
- また、局内光ファイバの部材枯渇に対し利用頻度の高い部材を一定数確保するなどの各種施策を実施しており、その結果、**加入光ファイバ(S S)の提供可能時期や加入光ファイバ(S A)の回答時期・提供可能時期に関する標準対応期間遵守率においては**、直近のデータを踏まえると、**全体的に改善傾向に向かっているものと認識。**
- 一方、**加入光ファイバ(S S)や局内光ファイバの標準対応期間遵守率の地域ごとの状況については**、当社としても改善に取り組むべきであると考えており、地域ごとの遅延問題が発生した要因と実施した対応策、**遅延が治まらない理由について、実態を確認し、改善に努めていく考え。** (以上、第83回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本)

構成員意見

(総論等)

- 提供時期の遅延については、**全体的に回復傾向にあるという調査結果をお示しいただいたと認識しており、大変安堵している。**ただ、**地域的に少し課題が残っている場合があるようなので、今後、そういった点も含め、継続して報告いただきたい**と思っている。 (第82回会合・西村真由美構成員)
- **大きな流れとして改善傾向であるとしても**、標準的期間の遵守率が5割を切っている時期もあるとか、報告いただいた最新の時期、令和4年度の第3・第4四半期に、季節的なこともあるのではないかと思います、悪化しているように見えるものもあり、**ぜひ引き続き改善の努力をいただきたい**と思う。 (第82回会合・相田構成員)
- **各社から状況が随分改善してきたという言葉もあったので、その点で前進してきていると感じた。**細かい点は御指摘のとおり、まだ課題が多々あるのは承知しているが、かつて受付も紙ベースで、キャンセルがうまく連絡がいない等というところは、大分改善をしてきていると思う。長く議論しているので、継続的に課題は出てくるということなのかもしれないが、いずれにしても納期改善は、自助努力で両側の事業者ができることと、物理的な制約もある中で、よりベターな方法を選ばざるを得ないと思う。その中で、**自社で対応できるところについては、今後とも継続して検討を進めていただくということが、私は望ましいと思う。** (第83回会合・関口構成員)

関係事業者意見

(●：接続事業者等、○：NTT東日本・西日本)

(条件等による提供遅延の状況)

- 工事延期・事故付きによる開通遅延について、NTT東日本・西日本と発生状況を定期的に確認・対策を検討中。遅延問題は改善傾向(全国・エリア単位での大規模開通遅延は発生していない)。(第83回会合・ソフトバンク)
- アクセス工事での同意取得が難航し、提供遅延に繋がるケースについて、NTT東日本・西日本において、地権者や近隣の住民の同意取得が難航することによる工期の長期化が起こる場合がある。交渉の長期化を避けるべく、交渉期限を設ける等の一定のルールが必要ではないか、NTT東日本・西日本と継続協議中。(第83回会合・ソフトバンク)
- 加入光ファイバの提供遅延は、全体としては一定程度改善しつつあるが、現在は納期が短い場合と、納期が1年以上など非常に長期化する場合と、二極化する状況。また、改善の具体的な理由等は、接続事業者からは見えない状況。光ファイバ需要の安定化やNTT東日本・西日本の工事手続等の見直し等、改善した具体的な理由・効果や他の要因は見えない。(第83回会合・SNC)
- 遅延した利用者には早期に工事日を示し、迅速に工事を実施する必要があるが、この点は根本的には解決していない。(第83回会合・SNC)
- 今後の見通しはNTT東日本・西日本も明確な把握は難しいと考えられ、接続事業者による把握は一層困難。今後の提供遅延の状況・取組について、接続事業者が把握することができる仕組みが必要。(第83回会合・SNC)
- 提供遅延の改善につながった状況や、NTT東日本・西日本のこれまでの取組を踏まえて、①接続事業者が光ファイバ需要を定点的に把握できる仕組み(遅延発生の予見性向上)、②NTT東日本・西日本の取組を総務省がフォローアップし需要情報の取りまとめ結果や遅延の兆候等があれば接続事業者に情報共有する仕組みなどが必要。(第83回会合・SNC)
- 電柱共架や河川申請など、NTT東日本・西日本が長期化要因をコントロールできないのであれば、利用者への説明責任を果たすための詳細な理由を情報開示いただくことが必要。(第83回会合・SNC)
- 工事日決定後、工事数日前に工事が再調整となる事例、光クロス品目変更工事において接続断が発生する事例、品目変更の完了連絡の遅延が発生する事例等について原因の究明と対処を要望。(第83回会合・JAIPA)
- 新たな造成地への新規開通時の業務フローが不十分な事例について、ISPとNTT東日本・西日本が負荷なく手続きを行ない、利用者にスムーズにサービスを利用いただくためにより標準的な方法を策定すべき。(第83回会合・JAIPA)
- 無派遣工事判定の誤りについて、無派遣工事の判定があいまいであるため、より標準的な判定を希望。(第83回会合・JAIPA)
- 工事リードタイムについて、光クロスと光ネクストとは工事枠が別だが、光クロスのリードタイムは光ネクストよりも長い。工事枠を取得できない場合、工事枠がいっぱいなのか、需要が見込めず工事枠がないのか、ISPへの開示を要望。また、光クロスのリードタイムを光ネクストと同等にしていきたい。(第83回会合・JAIPA)
- NTT東日本・西日本の地図物件情報DBが古く確認が発生する事例について最新化を要望。(第83回会合・JAIPA)

構成員意見

(条件等による提供遅延の状況)

- 提供遅延について、改善の方向にあるとは聞いているが、やはり最終的に多くの利用者の方々に迷惑、負担を強いることになるので、できるだけ早急に、改善していくかという点を考える必要がある。情報提供や予見性についても、まだまだできることがあるのではないかと思う。(第83回会合・佐藤構成員)

関係事業者意見

(●：接続事業者等、○：NTT東日本・西日本)

(コロケーション等の提供遅延に係る見直し)

- **コロケーションについては**、NTT東日本・西日本から、申込から設備構築までの詳細な工程や各工程における様々な長期化要因、リードタイム実績等を提示いただいたところ。**早期化と合わせて、空調や電源の設置が必要な場合の標準的納期を接続約款に規定することが適当。** (第83回会合・SNC)
- NTT東日本・西日本が所有する局舎内の工事等であれば、同社がコントロールできることから積極的に早期化を進めていただく必要。また、**需要を見ながらバッファを持った設備の構築を行っていただく必要。** (第83回会合・SNC)
- **各工程の長期化要因は様々かつ複合しているため画一的な納期目安の設定は困難との状況は理解。** そうであれば、例えば、複合している要因を先に分解し、一定の類型を設定していただいた上で、その**標準的納期を設定いただく必要。** (第83回会合・SNC)
- NTT東日本・西日本が長期化要因をコントロールできるのであれば早期化を要望。そうでない場合には、状況に応じて、**接続事業者への迅速な情報提供・情報共有が必要。** (第83回会合・SNC)
- **電源・空調設備の構築における納期については**、ビル毎の設備状況によって必要となる関連工程の内容や規模が区々であることや、工事に必要な受注生産品の納期はメーカーの状況により変動すること等、外部要因も含む様々な要素が影響し、個々の申込毎に設備提供までの期間が区々であることから、例えば、**一つの工事実績を取り上げその納期を標準的納期として接続約款に規定したとしても、接続事業者様の予見性向上に繋がるものではない**と考える。
- 一方で、設備提供予定日の回答がお申込みから1ヶ月を超える場合に、その時点で**回答可能な内容(回答時期の目途等)を「中間回答」として通知する運用を開始しているところ**であり、接続事業者からの要望等があれば、本運用について、**約款に規定することも検討する。** (以上、第83回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本)
- **設備提供予定日については、事前に、確実に記録が残る形(メール等)で連絡が行われるようにしていただく必要。** (第83回会合・SNC)
- 遠隔立会については用いる機材(WeBカメラ)等については、NTT東日本・西日本から貸出いただくことになっているが、貸出台数が少なく、また、翌日に返却が必要になるなどの制約がある。遠隔立会をより活用しやすくするという観点では、貸出台数を増やし貸与期間に柔軟性を持たせる、或いは、接続事業者側の工事担当による自前のWeBカメラの利用を認める等の対応の必要と考える。また、現在、**遠隔立会では危険工程の確認が遠隔立会の対象となっているが、対象を拡大し、危険工程と施工結果確認を同日で受けられるなど対応いただけると遠隔立会のニーズは増えるのではないかと**考える。 (第83回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク)
- 当社では必要に応じて遠隔立会を活用しているところだが、現状で**NTT東日本・西日本の現地立会者と遠隔立会者が同じである場合、遠隔立会の活用により立会枠の枠数が増えるわけではないことから、運用には改善の余地がある**と考える。遠隔立会の更なる活用については、例えば、遠隔立会を専門に行う担当者を置いていただければ、立会いの枠が増え、活用が進むと考える。
- また、遠隔立会では局舎との距離の問題がないことから、都市部に比べ立会いの稼働数が少ないと想定される地方エリアの人材を活用することが効果的ではないかと考える。遠隔立会に必要な機器や物品については、NTT東日本・西日本の指定があるところ、その準備に係る工数・負担が大きいことからネットワークカメラのほか、スマートフォンを用いる簡易な仕組みとすることにより、遠隔立会は大きく活用されるようになるかと考える。 (以上、第83回会合での議論に係る追加質問への回答・SNC)
- **遠隔立会の利用促進に向けた取組として、本手続の対象工事を拡大。** 今後、より接続事業者に活用いただきやすい手続とするために、引き続き、接続事業者の要望を把握したうえで、**更なる対象工程の拡大の検討等を含め、利用促進に向けた改善に努める考え。** (第83回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本)

関係事業者意見

(●：接続事業者等、○：NTT東日本・西日本)

(需要計画の精緻化等)

- 計画値の精度向上については、月次で申請実績を確認し適宜計画の見直しを行っているが、NTT東日本・西日本エリアそれぞれについては、**全体として事前に連携する計画値と申請実績との差分は減少傾向にある**。また、地域別でみた場合には、申請数の差があることから一概には言えない部分があるが、NTT東日本エリアの県別でみた場合、NTT東日本・西日本よりの閾値とされている計画値の前後20%の範囲に収まっている都道府県は、**過去3年では改善傾向**。
(第83回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク)
- 当社では加入DFを主に法人事業・基地局回線として利用している。法人事業における申込キャンセルは利用者都合によるため、当社によるコントロールが困難。基地局回線については、その建設計画は当社が行うため、オブリゲーション（周波数割り当て時にコミットしている電波発射の計画）の達成のため、**NTT東日本・西日本の加入DFに限らず他社回線等の複数の手段を同時並行で検討・申込を実施するため、申込をキャンセルするケースがあったが、令和5年度からはNTT東日本・西日本の加入DFを確実に利用するものを申請するように運用変更**している。ただし、NTT東日本・西日本で比較した場合、NTT西日本の納期が長期化する傾向にあり、加入DFの納期が計画に見合わない場合にはキャンセルせざるを得ないため、NTT西日本エリアが比較的キャンセル割合が高く改善状況に差分が生じている。
(第83回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク)
- 需要計画の精緻化については、**需要予測の算出方法の見直しを行ったこと、NTT東日本・西日本からの情報開示の改善もあったことにより、実績との差異が小さくなっている**。接続事業者としては、利用者に納期目安を丁寧にお伝えすることなどにより、申込みキャンセルの抑制に努めている。また、従来から工事納期が長引くと利用者が待ちきれずにキャンセルとなる傾向があるため、工事遅延の収束に伴い、キャンセルが減少した面もある。申込後に工事日が取得できる即決工事の拡大や、工事枠が充足した状況が実現出来れば、利用者の期待する納期とのギャップによるキャンセルは更に抑制できると考える。
(第83回会合での議論に係る追加質問への回答・SNC)
- 需要計画の精緻化については、これまで接続事業者から需要計画を提示いただき、需要計画の精度向上に向けた協議をしてきた。今後も同様の取組を行っていく考え。一方、**現状接続事業者より提示いただく需要計画と申込実績には、乖離が生じている状況**。
- 供給面に関する人的リソースの確保に関しては、人員減耗の中、人材育成等を通じ取り組んでいるところであるとともに、エリア間支援に関しては、当社はこれまでも災害等の有事の事態に対し被災エリア等への支援を行ってきたところ。限られたリソースの中で運用を行っていることから、**平常時において恒常的な支援を行うことは困難な状況ではあるものの、オペレーションの更なる効率化やエリアフリー化による業務運営の効率化等、人員の減耗に係る対処策を進めることで、エリア間の格差是正に努めていく考え**。
(以上、第83回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本)

関係事業者意見

(●：接続事業者等、○：NTT東日本・西日本)

(NTT東日本・西日本の運用の統一化等)

- **申込時にNTT東日本・西日本から求められる情報について、エリア差・担当差があり手続が長期化しているため、設計に必要な資料の明確化と統一化を要望**。その他の要因については、事例をもとに不備率低減に向けて取り得る手段を協議中。
(第83回会合・ソフトバンク)
- **NTT東日本・西日本の開通プロセスの運用差分について**、NTT東日本においては、開通工事から入線工事を1稼働で調整が可能であり、また、直近の実績で4割は同日工事が実現できているため、**NTT西日本の運用も統一するよう継続協議中**。
(第83回会合・ソフトバンク)
- NTT西日本における入線工事目途確認、調整が付かない場合の長納期回答、短期間での入線工事日日程調整についても、NTT東日本と同様の運用を希望。
(第83回会合・ソフトバンク)

関係事業者意見

(●：接続事業者等、○：NTT東日本・西日本)

(その他)

- **利用者対応に必要な情報については、NTT東日本・西日本からの遅延理由の開示が一定程度進捗**し、事業者としても利用者の理解を得られるよう努力している。(第83回会合・SNC)
- 加入光ファイバのシェアドアクセス方式では、分岐端末回線はケーブル敷設区間が短いため長期化するケースは少なく利用者をお待たせしてトラブルになる可能性は低いですが、主端末回線は構築期間が長期化して利用者に迷惑をおかけしてしまい苦情を頂くケースが非常に多い状況。加入光ファイバのシェアドアクセス方式では、光配線区画の拡大は提供納期が長期化するケースを減少させるために有効な方策。(第83回会合・SNC)
- NTT局舎の建替えについて、数年単位の余裕を持った切替期間の設定が必要。大規模ビル(数十ラック、回線収容数千回線規模)に関しては標準期間のルール化が必要。また、切替方式について、利用者への影響を最小化するため、回線の二重設置切替は必須であり、NTT東日本・西日本と継続協議中。その際の二重設置期間の並行運用に係る新設側費用については、接続事業者に対して非請求とすべきとして交渉中。(第83回会合・ソフトバンク)

構成員意見

(その他)

- 個々の問題がたくさんあり、それら問題について、研究会で議論、情報共有できるというのはいいことだと思う。手順や情報提供の話であれば問題ないが、中には余計にコスト高にもなる部分があるだろう。例えば、テープ切替と二重設置切替の場合には二重設置のほうが優位するのだから、全体のコストは上がるのだろうと思う。これを誰が支払うかというのは別問題になるかと思う。
- また、光配線区画についても、この主端末回線に対する光配線区画というのは、もともと多い加入者を持っている事業者にちょうどいいようにつくってあるのだと思う。それを広げること自体は、もしかするとコスト高が出てくるのではないかという気もする。さらに、例えば、1件ずつ工事するというのも当然コストが増えると思う。
- よって、**コストが増えるということ**を承知した上で、**誰が払うのかということまで含めて議論するのではないか**と思う。(以上、第83回会合・酒井構成員)

(今後の進め方)

- 申込から開通の全体工程の様々な段階でいろいろな課題があると理解した。コストやパフォーマンス、時間軸を考えながら、早急に対応できるもの、全部一遍にできるできない、平面的に議論できないと思うので、どこかの仕分が必要かと思う。
- また、**もう少し平面的ではなくて構造的に問題把握したい**と思う。申込から開通の幾つかの工程での県別等のデータをまず広く見て、改善策も含めてこれから見ていく必要があるのではないか。また、データを見ていると、特定の県や地区で非常にほかと違った遅れの大きいところがあるので、深掘りして、工程のどの部分で大きな問題が起こって、東西の差や地域の差で大きな負担をユーザーに課すようなことが起こっているのか、**少し深掘りした議論も必要だ**と思う。総務省においても、議論の進め方を検討いただきたい。(以上、第83回会合・佐藤構成員)
- 今回の提供遅延に関しては、意見交換会のような各社共通の場はないということだが、いろいろな事情があって、個別の会社で対応したほうがやりやすいというような側面もあると思うので、検討の場をどういうふうにしていくのか等を含めて、今後の方針について検討いただきたい。(第83回会合・相田構成員)

論点整理案

(エリア毎の納期回答の逼迫状況等の情報開示)

- 本報告においては、次の品目について、四半期別・エリアブロック別・主要な接続事業者別の数値を集計しているところ。
 - ・ 加入光ファイバ（シェアドアクセス方式（「即決」と「非即決」で別に集計））※特定光信号端末回線（フレキシブルファイバの接続メニュー）と併せて提供される場合を除く。
 - ・ 加入光ファイバ（シングルスター方式）
 - ・ 局内光ファイバ
 - ・ コロケーション（標準的期間が2週間のもの、1か月のもの、1.5か月のもので別に集計）
- 今回の報告結果においては、改善傾向が認められるものの、一部エリアにおいては、なお標準的期間遵守率が低調な状況が確認される。この点、NTT東日本・西日本においては、エリア毎の納期回答の逼迫状況等を接続事業者向けに開示しているところ、当該情報開示の運用について、接続約款において明示的に定めることが適当ではないか。また、対前年同期比で遵守率が改善していない、低位に留まっているエリアについては、NTT東日本・西日本において、その要因を分析し、その結果に応じて所要の対策を講じるべきではないか。

(コロケーション等の提供遅延に係る見直し)

- コロケーションに必要な電源設備や空調設備については、NTT東日本・西日本において、同社・接続事業者の需要に応じ、設備が不足する場合は、必要な設備を構築し、また、その提供に当たっては、設備の空き状況（見込みを含む。）の詳細確認により既存設備での提供を検討する等、取組が行われてきた。
- NTT東日本・西日本においては、この提供予定日を接続事業者に事前通知（「インフラ回答」）しており、また今回、インフラ回答が申込から1か月を超える見込みの場合、新たに「中間回答」として当該時点で回答可能な内容（回答時期の目途等）を通知する運用を開始（NTT東日本では令和5年6月開始、NTT西日本では令和6年1月開始）した旨、及び接続事業者から追加の提案があれば、引き続き協議を行う旨、報告があった。
- この点、現在、「中間回答」は接続約款上の義務ではないが、接続約款上の申込手続として明文化することで、NTT東日本・西日本及び接続事業者間の適切な運用を確保することが適当ではないか。また、あわせて通知項目等を具体的に規定するべきではないか。
- また、コロケーションの提供遅延に係る接続事業者からの具体的な要望については、NTT東日本・西日本において、これらを真摯に聴取し、対応を検討することが適当ではないか。特に、第一種指定電気通信設備との円滑な接続を実現する観点から、電源設備及び空調設備について、計画的な増設に向けた対応を検討すべきではないか。例えば、まずは事業者間で事前照会手続等の活用や改善を含めた検討が行われることが望ましいと考えられるが、効果が不十分なときには、接続事業者との間で予め需要及び費用が確定した場合の対応を含め、NTT東日本・西日本において、接続事業者の予見可能性向上のために必要な措置を検討すべきではないか。
- さらに、ネットワークカメラ等を通じた立会（遠隔立会）の活用による稼働コストの削減といった取組については、引き続き、NTT東日本・西日本及び接続事業者双方において、具体的な改善の取組を進めていくことが適当ではないか。
- その他、局内光ファイバの提供について、標準的期間（1か月半）を遵守できていないケースが多数あるため、NTT東日本・西日本は、個別案件であるという説明にとどめるのではなく、運用の実態を確認した上で、構造的な原因がある場合には、その内容に応じて具体的な改善策を示すべきではないか。

論点整理案

(需要計画の精緻化等)

- 需要計画の精緻化等については、NTT東日本・西日本において、接続事業者から提示された需要計画に合わせて工事体制の整備に努める等の対応を継続している一方で、一部、接続事業者の需要計画と申込実績に一定程度の乖離が生じている状況がある。このため、接続事業者毎に需要計画と申込実績との差分等を提示し、需要計画の精度向上に向けて協議を進めている旨、報告があったところ。
- この点、引き続き、NTT東日本・西日本と接続事業者間で、需要計画の精緻化や申込みキャンセルの抑制に向けた、具体的な情報交換や円滑な協議を進めるよう協力し、必要に応じて取組の深掘りを行うことが適当ではないか。その一方で、FTHアクセスサービスにおいて需要予測が困難であることを踏まえれば、今後、当該需要計画を基にどのような対応を行ったか、NTT東日本・西日本と接続事業者間で事後的に情報交換をするといった対応を検討することも考えられるのではないか。

(NTT東日本・西日本の運用の統一化)

- NTT東日本・西日本間の運用等の差異については、これまでも本研究会において、接続事業者等から指摘があったところ、一部について運用の統一化が行なわれた旨、また、その他の事項についても協議等により改善に向けた取組が図られている旨、報告があった。
- この点、申込時に求められる情報の格差による手続きの長期化等、接続事業者等から具体的な課題が提起された点を中心に、引き続き、具体的な改善に向けた協議・取組をNTT東日本・西日本及び接続事業者の双方で進めていくことが適当ではないか。

(その他)

- 利用者への情報提供に係る協議(※1)については、個々の事例に即して接続事業者と協議の中で具体的な事例について認識を合わせており、未対応の案件はないこと。今回の報告期間において、接続事業者より同旨の意見は出ておらず、今後事例の提示があれば、NTT東日本・西日本において、適切に対応を進める予定との報告があったことから、まずは、NTT東日本・西日本と接続事業者間で協議を行うことが適当ではないか。その際、接続事業者から求めのある事項を考慮し、必要があれば、当事者間の責任分担の明確化といった対応を検討するべきではないか。

※1 第七次報告書までの議論において、「利用者への説明の際にNTT東日本・西日本の社名を出せないルールになっており、利用者が不信感を抱くケースがあるので、引き続き協議させていただきたい」旨の接続事業者意見を踏まえ、NTT東日本・西日本より、「接続事業者が提供するサービスに関する利用者対応を当該事業者の責任において実施する際に、当社起因で工事が延期されたことを説明することについて、当社名の提示に係る特段の制限を設けていない。」、「NTT東日本・西日本が遅延の原因であることを説明できないことについては、要望元事業者と協議を進めた。引き続き、当社からの情報を基に、接続事業者において利用者に丁寧に説明いただき、利用者に理解いただくことが望ましいと考えており、設備設置事業者の社名を明らかにする必要がある具体的な事例については、丁寧に協議していく考え」である旨の説明があったもの。

- その他、一部接続事業者から指摘のあったNTT東日本・西日本の局舎移転については、接続事業者の予見性が十分に確保されることに留意しつつ、まずはNTT東日本・西日本と接続事業者間において、適切に対応を進めることが適当ではないか。
- 本報告について、本研究会第七次報告書を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請し、提供遅延及びその改善の状況について報告を求めているところ(令和5年10月10日総基料第201号)、メリハリのついたフォローアップのために、次々回の報告に向けて要請内容を見直すべきではないか。なお、今回は、令和5年4月から令和6年3月までの状況について、令和6年6月30日までに報告がある予定のところ、現状の改善傾向が持続し、重大な事案の発生等が特に認められない場合には、本研究会に状況報告を行なうこととし、必要があると認められる場合に、ヒアリングを実施することが適当ではないか。